

地方独立行政法人大阪産業技術研究所  
研究試料運用要領

制定 平成29年12月20日

改定 令和2年3月30日

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 法人が、地方独立行政法人大阪産業技術研究所研究試料取扱規程(平成29年規程第99号。以下「研究試料取扱規程」という。)第2条第2号に規定する研究試料の提供を行う場合等の手続その他必要な事項は、研究試料取扱規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、研究試料取扱規程に定めるところによる。

## 第2章 研究試料の提供

(研究試料の提供)

第3条 研究試料の提供は、原則として、法人が行う。

(職員等の届出)

第4条 研究試料取扱規程第5条第1項に規定する届出は、次に掲げる事項を届け出る。

- (1) 研究試料の名称
- (2) 作製者
- (3) 提供先
- (4) 有償及び無償の別
- (5) その他必要な事項

(提供の承認基準)

第5条 研究試料取扱規程第5条第2項に規定する知的財産会議及び発明委員会における承認基準について、当該届出に係る研究試料が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、原則として、当該研究試料の提供を承認しない。

- (1) 権利化すべき発明、考案等について出願手続を行っていない場合
- (2) 第三者の権利に抵触していることが明らかである場合
- (3) 研究試料の提供先における研究試料の使用目的が次に定める場合
  - ア 法人の権利保護に支障があると明らかに認められる場合
  - イ 研究以外の使用目的である場合
- (4) 提供先に研究試料の管理能力又は保管能力がないと認められる場合
- (5) 提供により、第三者との契約に違反する場合
- (6) 国際条約、法令及び法人の規程、要領等に違反する場合
- (7) 法人の資産管理上、提供不可能な場合
- (8) その他提供不可能な理由がある場合

2 前項第3号イの規定に関わらず、法人が一部又は全部を所有する知的財産権の実施を目的とする場合にあっては、その実施に必要な範囲の研究試料の提供を認めることができる。

3 研究試料取扱規程第5条第2項ただし書きの別に定める条件は、次号に定めるところによる。

- (1) 過去に承認され有償提供実績のある研究試料と同一の研究試料を、同一価格で同一相手先に一定期間以内に再度提供する場合

(研究試料提供契約の手続)

第6条 業務推進部及び企画部は、契約内容の決定のほか、研究試料取扱規程第6条に規定する研究試料提供契約に係る事務を行う。

(研究試料の引渡し)

第7条 研究試料提供契約に基づき研究試料を提供する場合は、原則として法人において当該研究試料を提供先に引き渡す。

### 第3章 研究試料の受入れ

(受入れに係る手続)

第8条 法人の職員が、法人以外の者から研究試料に相当するもの(以下この条において「受入研究試料」という。)の提供を受ける場合は、あらかじめ、主管部長に報告しなければならない。ただし、高度受託研究、受託研究、簡易受託研究、共同研究、依頼試験等の申込者から受け入れる場合は、この限りでない。

- 2 主管部長が前項の報告を受けた場合は、必要に応じて、法人は当該提供先と受入研究試料に関する契約、覚書等(以下「受入契約等」という。)を締結する。
- 3 受入研究試料の提供を受けた職員は、前項の規定により締結された受入契約等を遵守し、並びに受入研究試料を適正に管理及び保管しなければならない。
- 4 受入研究試料の提供を受けた職員は、受入研究試料を用いて発明等を行った場合は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所職務発明規程(平成29年規程第65号)第5条に規定する発明等届にその旨を記載しなければならない。

### 第4章 研究試料の分析依頼

(分析依頼に係る手続)

第9条 法人の職員は、研究試料の分析を法人以外の者に依頼することができる。ただし、あらかじめ、主管部長の承認を受けなければならない。

- 2 主管部長が前項の依頼を承認した場合は、必要に応じて、法人は当該依頼先と秘密の保持を定めた契約を締結する。

### 第5章 研究試料提供の費用

(材料の提供及び材料費の徴収)

第10条 法人は、研究試料の提供にあたり、提供先に対し、その作製に必要な材料の一部若しくは全部の提供を求め、又は材料費の一部若しくは全部の徴収をすることができる。

(研究試料費の徴収)

第11条 法人は、研究試料を提供する場合は、当該研究試料の技術的な観点からの付加価値に相当する額を提供先から徴収する。ただし、高度受託研究、受託研究、簡易受託研究、共同研究、依頼試験等の申込者に研究試料を提供する場合、又は、非営利目的の学術的な研究協力のために大学、研究機関等に研究試料を提供する場合は、この限りでない。

(その他費用)

第12条 研究試料の提供に係る梱包費及び運送費は、提供先が負担するものとする。

(適用除外)

第13条 法人は、研究試料の提供を行うにあたり、特別な事情がある場合には、この要領の一部を適用しないことができる。

附則

(施行期日)

この要領は、平成29年12月20日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和2年3月30日から施行する。